

福島県石油政治連盟

平成29年春号

# 油政連だより

発行先：福島県石油政治連盟  
〒960-8153

福島県福島市黒岩字  
林の内5番地

Tel.024-546-6252 Fax024-546-6253

発行責任者：会長 中村謙信

**SS経営の安定と公正取引の実現に向け**

**中小石油販売業者の声を政治に！**

## VOC問題 SS義務付け阻止 石油流通議連で環境省が報告



議連総会には油政連・全石連の役員や油政連関東支部の県連会長らが出席し、議連の先生方からの応援をいただきました。

中小石油販売業者を支援する自民党の石油流通問題議員連盟（野田毅会長）は4月12日、自民党本部で総会を開催し、油政連（西尾恒太会長）と全石連（森洋会長）が強く訴えてきた揮発性有機化合物（VOC）問題について環境省から報告を受けました。それによると、同省の専門家委員会がまとめた報告書で「給油時の燃料蒸発ガス低減対策は、法規制ではなくSS業界の自主的な取り組みとして推進していく」との方針が明記されたことが報告されました。

これによって、「第2の地下タンク問題」として懸念された撤退SSの急増は回避されました。

# 官公需方針の再徹底を！ 高市総務大臣「個別に対応する」



総務省で高市大臣に石油製品の官公需の状況を説明する西尾会長ら

油政連・全石連の役員らは3月9日、高市早苗総務大臣を訪問し、官公需に関する国の基本方針で明記されている「中小石油販売業者に対する配慮」について、自治体への周知不足や間違った法令解釈があることを伝え、総務省として再徹底するよう要請しました。高市大臣は「周知は総務省としての方針。具体例があれば個別対応する」と答えました。

石油販売業者に対する配慮方針が示されて以降、各石油組合が災害時協定を締結している地方自治体などに官公需契約の随意契約などへの変更を要請していますが、依然、国の方針が伝わっていなかったり、伝わってもそれに従わないケース、さらにはWTO協定に抵触するために応じられない、など間違った解釈で拒否しているケースがあることがわかりました。このため総務大臣に再要請したもので、高市大臣は「全国でヒアリングしていただき、具体的事例を当省に上げてほしい」と話しました。

前述の4月12日の石油流通議連でも官公需問題が取り上げられ、出席議員からはオブザーバー出席した総務省担当課長に対し「自治体に対する指導力を十分に発揮して、周知徹底に努めていただきたい」と求めました。

## 国土強靱化アクションプランに 「満タン運動・住民拠点SS」明記

自民党の国土強靱化推進本部（二階俊博本部長）は4月25日に開いた会合で、国が策定する「国土強靱化アクションプラン2017」に、今年から全石連が取り組む『満タン&灯油プラス1缶』運動や、今年から整備が始まる「住民拠点SS」を加えることを決めました。

アクションプランは大規模地震などの災害に備えて具体的取り組みを示したもので、「公的施設や一般家庭、自動車等への燃料備蓄や自家発電機の導入等の普及啓発を推進する」と書かれたものです。4月12日の石油流通議連の総会で全石連がこれらの運動を紹介したところ、出席議員から「素晴らしい取り組みであり、強靱化計画に盛り込むべき」として働き掛けが行われたものです。

# 価格表示問題、消費者担当大臣に要請

全石連と油政連役員は3月9日、消費者庁を訪問し、松本潤内閣府特命担当大臣（消費者・食品安全担当）や岡村和美長官らに、全国の不適切とみられるSSの価格表示の実態を説明し、消費者に誤認を与える不当表示の撲滅に向けた協力・支援を要請しました。

松本大臣は「県をまたがるような広範な事案は消費者庁が担当し、1つの都道府県にとどまる場合は、当該違反被疑行為が行われた場所を管轄する都道府県において適切に処理されることとなっており、役割が異なる。都道府県ともしっかりと連携を取っていただきたい」と話しました。



松本消費者担当大臣に要請する西尾油政連会長ら

## 石油精製・流通研究会が最終報告書 SS協業化の必要性を指摘、取引ガイドラインも公表

資源エネルギー庁は3月24日、石油精製・流通研究会の最終報告書を取りまとめ公表しました。石油流通分野では災害時や過疎地への石油製品の安定供給確保に向けた石油サプライチェーンの維持・強化の必要性を指摘し、個社の自助努力に加え、事業者間の連携や協業化の必要性を提言しました。

### ガソリン適正取引慣行ガイドラインについて（平成29年3月公表）

#### 狙い

石油製品の需要減少、元売の経営統合等環境変化にかかわらず取引の安定を確保していく必要。そのため、本ガイドラインにより、**一層適正な取引慣行を実現することが重要。**  
 (※)元売と系列SSの取引関係：一般的に**元売は系列SSに対して取引上の優越的地位**にある。

- **公正な競争環境の構築**を図り、将来にわたって**石油製品が全国の住民や事業者に安定的・効率的に届けられるための環境整備**を促す。
- 望ましい取引慣行やベストプラクティスの浸透を促すことにより、**元売と系列SSが対話・協議を通じて相互の認識の相違を埋める。**

課題となる取引慣行	問題となるおそれのある例	望ましい取引慣行・ベストプラクティス（抜粋）
当初の仕切価格の建値化の是正と十分な協議	卸売価格を一方的に決定するなどにより、正常な商慣習に照らして不当に、系列SSに不利益となる取引条件の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の仕切価格を可能な範囲でより市況の実態に即したものとすることなどの見直しを行うこと</li> <li>・仕切価格等を決定する際、系列SSと十分に協議すること</li> </ul>
仕切価格の事後的調整	個別の値引き交渉により特定のSSを競争上有利にさせるなど、非合理的な差別的取扱いにより、公正な競争秩序に悪影響を与えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・値引き交渉の方針・手続の社内基準を明確化し、可能な限り、系列SSにも情報開示が行われること</li> <li>・事後調整の期間短縮等が図られること</li> </ul>

#### 小売段階での公正競争上の取組

- ・独占禁止法上の不当廉売や景品表示法上の有利誤認に該当する行為に対しては厳正な対処が行われるべき。
- ・価格表示の適正化：石油流通業界団体の自主行動基準「SSにおける価格表示の適正化ガイドライン」を理解し、不適切な価格表示が行われないよう対応する必要。

#### 経済産業省の対応

- ・元売ヒアリング等で、各元売の当初の仕切価格が**建値化していないかどうかの実態等を把握**する。
- ・系列SSを対象としたアンケートを実施(※)するなどにより、**定期的にフォローアップ**する。
- ・上記の対応を通じて動向を注視し、**本ガイドラインを不断に見直す。**
- ・**信頼性・透明性の高いスポット価格指標構築**の環境整備を引き続き実施する。

(※)本ガイドラインの策定に当たっても、全国1,600以上のSS事業者にアンケート調査を実施